

# e-Gov電子申請サービスを利用した 提出方法の手引き（暫定版）

令和6年4月24日

- ✓ 導入等計画書等の届出にあたり、各事業所管省庁においてメールによる届出の他、e-Gov電子申請サービスによるオンライン届出を受付予定です。
- ✓ 基本情報（申請者情報及び連絡先情報）を設定の上、届出様式及び必要な添付資料一式をまとめてアップロードすることで申請が可能です。
- ✓ 現在、開設準備中のところ、提出方法の手順を事前にお知らせいたします。

マイページ | **手続検索** | 手続ブックマーク | 申請案件一覧 | メッセージ | 基本情報管理

## 手続検索

e-Govの電子申請対象手続

e-Govで受付可能な手続が検索できます。

**状況から探す**

|                   |                              |
|-------------------|------------------------------|
| 事業（所）の新規活用        | 被保険者の資格取得・転勤                 |
| 事業（所）の所在地又は名称等の変更 | 被保険者の資格喪失                    |
| 事業主の代理人の選任又は解任    | 事業所の廃止                       |
| 被保険者の氏名変更         | 退職に関する手続（前年退職後も自社で再雇用する場合）   |
|                   | 退職に関する手続（前年退職後ももう雇用しないという場合） |

**手続名称から探す**

**手続分野分類から探す**

|      |              |          |       |
|------|--------------|----------|-------|
| 用事業務 | 行政機関個人情報保護   | 健康・医療    | 雇用・労働 |
| 社会保障 | 情報公開         | 年金       | 福祉・介護 |
| 厚生労働 | <b>安全・安心</b> | エネルギー・環境 | 対外経済  |
| 中小企業 | ものづくり        | 国土交通     | 観光    |
| 気象   | 環境           | 電気通信行政   |       |

**所管行政機関から探す**

|       |         |             |          |
|-------|---------|-------------|----------|
| 内閣府   | 公正取引委員会 | 国家公安委員会・警察庁 | カジノ管理委員会 |
| 金融庁   | 消費者庁    | デジタル庁       | 総務省      |
| 公衆衛生部 | 消防庁     | 外務省         | 財務省      |
| 厚生労働省 | 農林水産省   | 経済産業省       | 国土交通省    |
| 観光庁   | 気象庁     | 環境省         | 防衛省      |

マイページにログイン後、「手続情報」のタブを選択して下さい。

「安全・安心」の分類を選択して下さい。

## 手続検索結果一覧

届出を行う特定社会基盤事業者の事業所管省庁を選択して下さい。

検索条件

手続名称

所管行政機関 **総務省**

手続分野分類

大分類 **安全・安心** 中分類 **基幹インフラ** 小分類 **届出・報告等**

大分類「安全・安心」、中分類「基幹インフラ」、小分類「届出・報告等」を選択して下さい。

以下3種類の手続名称が表示されるため、届出等を行う手続名称の「申請書入力」タブを選択して下さい。



「基幹インフラ制度における導入等計画書等の届出・報告等（〇〇事業）」  
 「基幹インフラ制度における特定社会基盤事業者の名称又は住所の変更（〇〇事業）」  
 「基幹インフラ制度における導入等計画書に関する情報を直接〇〇大臣に提出する旨の報告」

**「基幹インフラ制度における導入等計画書等の届出・報告等（〇〇事業）」で届出・報告等が可能な手続き**

- ・導入等計画書（様式第六（一）、様式第六（二））
- ・緊急導入等届出書（様式第七（一）、様式第七（二））
- ・勧告の応諾等に関する通知書（様式第八）
- ・導入等計画書の変更の案（様式第九（一）、様式第九（二））
- ・緊急導入等届出書の変更の案（様式第九（二））
- ・変更の内容を記載した導入等計画書（様式第十（一）、様式第十（二））
- ・変更の内容を記載した緊急導入等届出書（様式第十（二））
- ・導入等計画書の変更の報告書（様式第十一（一）、様式第十一（二））
- ・緊急導入等届出書の変更の報告書（様式第十一（二））
- ・特定重要設備の導入を行った後の構成設備の変更の報告書（様式第十二）

**「基幹インフラ制度における特定社会基盤事業者の名称又は住所の変更（〇〇事業）」で届出が可能な手続き**

- ・名称等変更届出書（様式第二）

**「基幹インフラ制度における導入等計画書に関する情報を直接〇〇大臣に提出する旨の報告」で報告が可能な手続き**

- ・基幹インフラ制度における導入等計画書に関する情報を直接総務大臣に提出する旨の報告

※総務省が管轄する〇〇事業は下記のとおり

電気通信事業、放送事業、郵便事業



## 申請書入力

基本情報を選択し、申請・届出様式に必要な事項を入力してください。

### 1. 基本情報

未設定・変更する場合には、それぞれ設定ボタンを押してください。

|              |                          |
|--------------|--------------------------|
| <b>申請者情報</b> |                          |
| 必須           | <a href="#">申請者情報を設定</a> |
| 法人名          |                          |
| 申請者氏名        |                          |
| 住所           |                          |
| <b>連絡先情報</b> |                          |
| 必須           | <a href="#">連絡先情報を設定</a> |
| 法人名          |                          |
| 連絡先氏名        |                          |
| 住所           |                          |

初回は申請者情報及び連絡先情報（（法人の場合）法人名、申請者氏名、住所）を設定して下さい。  
次回以降、申請者情報及び連絡先情報は初期表示されます。

連絡先情報を設定して下さい。

## 2. サンプル届出

申請・届出に関する事項を入力してください。

複数の様式を提出する場合は、左の様式一覧から様式を切り替えてください。

### 申請する様式一覧

必須

サンプル01

プレビュー

#### 基幹インフラ制度における導入等計画書の届出・報告等（〇〇事業）

##### 手続選択

該当する手続を選択してください。

必須 手続選択

---選択してください---

##### バイパス利用について

導入等計画書の届出にあたり、特定社会基盤事業者を経由せず、直接〇〇大臣へ提出する方法（バイパス）の利用有無について選択してください。

必須 バイパス有無

無

有（本手続の提出者が特定社会基盤事業者である場合（バイパスにより提出される情報以外の届出を行う場合））

有（本手続の提出者が供給者等又は導入に携わる者である場合（バイパスにより情報を提出する場合））

任意 整理番号

バイパス「有」の場合は必ず記載してください。

「基幹インフラ制度における導入等計画書等の届出・報告等（〇〇事業）」を選択した場合、以下の手続名称が表示されますので提出される手続名称を選択して下さい。

=====

- ・導入等計画書（様式第六（一）、様式第六（二））
- ・緊急導入等届出書（様式第七（一）、様式第七（二））
- ・勧告の応諾等に関する通知書（様式第八）
- ・導入等計画書の変更の案（様式第九（一）、様式第九（二））
- ・緊急導入等届出書の変更の案（様式第九（二））
- ・変更の内容を記載した導入等計画書（様式第十（一）、様式第十（二））
- ・変更の内容を記載した緊急導入等届出書（様式第十（二））
- ・導入等計画書の変更の報告書（様式第十一（一）、様式第十一（二））
- ・緊急導入等届出書の変更の報告書（様式第十一（二））
- ・特定重要設備の導入を行った後の構成設備の変更の報告書（様式第十二）

=====

特定社会基盤事業者が発行したバイパスを行う際の整理番号を入力して下さい。

## 添付書類

提出する書類がある場合、添付してください。

届出書や添付書類を全て添付して下さい。  
(ファイルサイズは100MBまで)

書類を添付

**必須** 届出書

**必須** 添付書類

任意 資料1

キャンセル

申請データを保存

一時保存して中断

内容を確認

作業が全て完了しましたら「内容を確認」  
タブを選択し、提出して下さい。